

大牟田市校区まちづくり交付金交付等事務処理要領

1 趣旨

この要領は、大牟田市校区まちづくり交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める交付金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、交付要綱の例による。

3 交付申請の添付書類

(1) 交付要綱第6条第4号に規定する市長が必要と認める書類は次の各号に掲げるものとする。

- ①役員名簿(様式第1号)
- ②構成団体名及び町内公民館等加入世帯数一覧(様式第2号)
- ③その他必要な書類

(2) 交付要綱第13条第5号の地域提案型交付金の地域提案型交付金交付申請書に添付する資料は、次のとおりとする。

- ①地域提案型交付金事業計画書(様式第4号)
- ②地域提案型交付金事業予算書(様式第5号)
- ③地域提案型交付金事業スケジュール(様式第6号)

4 交付申請の内容の審査

交付要綱第7条第1項及び第14条第1項の規定に基づく交付金の交付決定等にあたっては、交付の申請にかかる事業等の目的が、次の各号に掲げる協議会の役割のいずれかに合致しているかどうかを基準として判断するものとする。

- (1) 住民自治機能
- (2) 安心安全な地域社会の形成
- (3) 生活環境の維持・改善
- (4) 地域資源の保護・伝承
- (5) 交流・親睦、支え合い
- (6) 青少年の育成・啓発
- (7) 情報発信・情報共有

5 対象経費等

交付金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報酬 役員報酬等
- (2) 報償費 講師等謝礼、調査・研究の報酬等
- (3) 旅費 交通費、通行料等
- (4) 需用費 協議会が管理する校区コミュニティセンターの管理費及び光熱水費、図書費、文具類購入費、印刷製本費、食糧費等(お茶、軽食程度)

- (5) 役務費 郵便料、通信運搬費、保険料等
- (6) 委託料 業務委託料等
- (7) 使用料・賃借料 会場使用料、物品・機器賃借料等
- (8) 工事請負費 家屋改修費等
- (9) 原材料費 苗木、土等
- (10) 備品購入費 組織及び事業運営上最低限のもの
- (11) その他の経費 市長が必要と認める経費

6 地域提案型交付金

- (1) 市長は、地域提案型交付金の交付の対象となる事業については、選定基準を設け審査することとし、その評価の結果に基づき採択するものとする。
- (2) 前項の選定基準について必要な事項は、市長が別に定める。
- (3) 地域提案型交付金の対象となる事業は、次のとおりとする。
 - ア. 各校区の地域課題の解決に関する事業
 - イ. 校区まちづくり協議会が責任もって実施することができる事業
- (4) 前項に各号に関わらず、次の各号に該当する場合は、対象としない。
 - ア. 地域提案型交付金以外の校区まちづくり交付金の対象となる事業
 - イ. 地域提案型交付金の交付目的にそぐわない事業
 - ウ. 市から補助金、交付金、負担金などの資金的支援を受けて実施している事業
 - エ. 本市以外の公共団体や関連する組織団体等からの資金的支援がある事業の場合、交付額のうち、その資金的援助分に相当する分
- (5) 地域提案型交付金の対象となる事業の採択に関し必要な事項及び選定基準については別に定める。
- (6) 地域提案型交付金の対象となる事業を次年度以降に延長する場合は、2年目及び3年目についても、初年度と同じ手続きをとらなければならない。
- (7) 地域提案型交付金事業の採択数については、当該年度の予算などを基本に毎年度設定する。

7 交付決定

交付要綱第7条第1項及び付則第4項に規定する大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付決定通知書又は第14条第1項に規定する大牟田市校区まちづくり交付金(事業等交付金)交付決定通知書、並びに付則第5項に規定する大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)追加交付決定通知書には、校区まちづくり交付金計算表(様式第3号)を添付するものとする。

8 交付金の請求

交付要綱第8条第1項又は第15条に規定する交付金の請求は、市の請求書(一般)により行なうものとする。

9 実績報告の添付書類

(1) 交付要綱第16条第2項第4号の校区活動拠点整備報告書には、整備前後の様子がわかる書類（写真等）を添付すること。

(2) 交付要綱第16条第2項第5号の地域提案型交付金報告書に添付する資料は、次のとおりとする。

- ① 地域提案型交付金実績報告書（様式第7号）
- ② 地域提案型交付金事業決算書（様式第8号）
- ③ その他成果品

10 交付要綱付則第3項の特例措置の適用に当たっては、適用する協議会への運営交付金等の交付決定通知には、当該協議会の設立後5年以内に加入世帯率が50パーセント以上になるよう加入対策を行うことを条件に付するものとする。

11 前項の条件を満たすことができなかったときの運営交付金等の交付決定通知には、加入促進活動の今までの総括を行い、今後の具体策を市と協議し、実施していくことを条件に期間を延長するものとする。

12 加入世帯率が50パーセント以上で設立した協議会が50パーセント未満となったとき、または、40パーセント以上50パーセント未満で設立した協議会が40パーセント未満となったときの運営交付金等の交付決定通知には、加入促進活動の今までの総括と、今後の具体策を市と協議し実施していくことを条件に付するものとする。

付 則

この要領は、交付要綱の施行日から適用する。

付 則

この要領は、交付要綱の施行日から適用する。

付 則

この要領は、交付要綱の施行日から適用する。